

## 静岡県海岸保全基本計画検討委員会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「静岡県海岸保全基本計画検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 委員会は、駿河湾、遠州灘、伊豆半島の3沿岸について、防護・環境・利用の調和のとれた海岸の保全に関する基本的な事項と、海岸保全施設の整備に関する事項を定める海岸保全基本計画（以下「基本計画」という。）を検討することを目的とする。

(組織・会議)

第3条 委員会は、学識経験がある者及び関係団体の職にある者の内から、静岡県知事が委嘱するものとし、構成は別表－1のとおりとする。別に、「静岡県海岸保全基本計画技術検討会」（以下「技術検討会」という。）、各沿岸「海岸整備連絡調整会議」（以下「海岸整備連絡調整会議」という。）、「静岡県海岸保全基本計画行政機関連絡調整会議」（以下「行政機関連絡調整会議」という。）及び「静岡県海岸保全基本計画検討委員会事務局」（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 4 委員長が事故等により職務遂行が困難なときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員会は原則公開としその傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(技術検討会)

第4条 技術検討会の構成は、別表－2のとおりとし、本会の運営は第3条第2項から第4項に準ずる。

- 2 技術検討会は、委員会を開催するにあたり、必要に応じて、技術的事項の検討を行い、検討結果を事務局に提出する。
- 3 技術検討会は非公開とする。

(海岸整備連絡調整会議)

第5条 各沿岸の海岸整備連絡調整会議の構成は、別表－3のとおりとする。

- 2 海岸整備連絡調整会議は、海岸保全施設の整備、管理に関する連絡調整を行う。
- 3 海岸整備連絡調整会議は、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、海岸保全施設の整備に関する事項の案を作成し、事務局に提出する。

(行政機関連絡調整会議)

第 6 条 行政機関連絡調整会議の構成は、別表－ 4 のとおりとする。

2 行政機関連絡調整会議は、基本計画案の策定にあたり、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との調整を行う。

(事務局)

第 7 条 事務局の構成は、別表－ 5 のとおりとする。

2 事務局は、技術検討会から提出された技術的事項の検討結果や海岸整備連絡調整会議から提出された海岸保全施設の整備に関する事項の案を基に、行政機関連絡調整会議での調整と関係首長の意見を聴取した上で基本計画案を取りまとめ、委員会に提案するものとする。

(参考人からの意見聴取)

第 8 条 委員会は、必要と認めるとき、参考人から意見聴取ができる。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるものの他、委員会の運営に関し、必要な事項は別途定めることができる。

(附則)

この規約は、平成 13 年 10 月 31 日から施行する。

この規約は、平成 14 年 8 月 20 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 9 月 3 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 2 月 6 日から施行する。

別表－1 静岡県海岸保全基本計画検討委員会 名簿

(敬称略)

分類		所属・役職	氏名
学識経験者	海岸工学	高知工科大学 システム工学群 教授	佐藤 慎司
	沿岸防災工学	名古屋大学 減災連携研究センター 教授	富田 孝史
	景観工学	日本大学 理工学部 まちづくり 工学科 教授	岡田 智秀
	海洋環境政策	東海大学 海洋学部 海洋理工学科 教授	脇田 和美
地元有識者	漁業	静岡県漁業協同組合連合会 代表理事・会長	藪田 国之
	自然環境（植物）	静岡植物研究会 会長	湯浅 保雄
	利用	美しく豊かな静岡の海を未来につ なぐ会 事務局長	渡邊 眞一郎
	利用	静岡県サーフィン連盟 支部長	酒井 厚志
	観光	公益社団法人静岡県観光協会 専務理事	望月 宏明
沿岸市町		静岡県市長会 会長（焼津市長）	中野 弘道
		静岡県町村会 副会長（西伊豆町長）	星野 浄晋

別表－2 静岡県海岸保全基本計画技術検討会 名簿

(敬称略)

分類		所属・役職	氏名
学識経験者	海岸工学	高知工科大学 システム工学群 教授	佐藤 慎司
	沿岸防災工学	名古屋大学 減災連携研究センター 教授	富田 孝史
	海岸工学	豊橋技術科学大学大学院 工学研究科 教授	加藤 茂
	海岸工学	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	加藤 史訓
	海岸環境工学	防衛大学校 システム工学群 教授	八木 宏

オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 河川部、港湾空港部
--------	-------------------------

別表－3 海岸整備連絡調整会議 構成機関

## 駿河湾沿岸 海岸整備連絡調整会議

国土交通省	静岡河川事務所、沼津河川国道事務所、清水港湾事務所
静岡県	沼津・富士・静岡・島田土木事務所、田子の浦港管理事務所、清水港管理局、御前崎港管理事務所、焼津漁港管理事務所
市町	沼津市、富士市、静岡市、焼津市、吉田町、牧之原市、御前崎市

## 遠州灘沿岸 海岸整備連絡調整会議

国土交通省	浜松河川国道事務所
静岡県	袋井・浜松土木事務所、御前崎港管理事務所、中遠農林事務所
市町	御前崎市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市、湖西市

## 伊豆半島沿岸 海岸整備連絡調整会議

静岡県	熱海・下田・沼津土木事務所、賀茂農林事務所
市町	熱海市、伊東市、東伊豆町、河津町、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆市、沼津市

別表－4 静岡県海岸保全基本計画行政機関連絡調整会議 構成機関

国土交通省	中部地方整備局 河川部、港湾空港部
静岡県	危機管理部 危機政策課、危機情報課 くらし・環境部 環境局 環境政策課、自然保護課 経済産業部 農地局 農地保全課、森林・林業局 森林保全課 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課、港湾局 港湾企画課
愛知県	建設局 河川課
神奈川県	県土整備局 河川下水道部 河港課

別表－5 静岡県海岸保全基本計画検討委員会 事務局 構成機関

事務局	静岡県 交通基盤部 河川砂防局、港湾局
-----	---------------------